

居住支援事業（シェルター）のご案内

住まいを失った方、失いそうな方へ緊急の宿泊支援を提供します



今夜泊まる場所がない方も、まずはご相談ください

🏠 住まいを失ってしまった方や失いそうな方を対象に緊急の宿泊場所（シェルター）の確保や安定した住まいへの移行に向けた支援を行います。
「どこに相談してよいかわからない」という方も、まずは気軽にご相談ください。

①対象となる方

条件① 必須 収入・資産要件が基準額以下であること

条件② いずれか一つ 下記のうちいずれか一つ以上に該当すること

☒ 住む場所がなく、路上や車中泊などをされている方☒ 家賃滞納により、退去を余儀なくされた、またはその恐れがある方☒ DV・虐待・家庭内トラブルなどにより、自宅へ戻ることが困難な方☒ 知人・友人宅への滞在が限界に達し、行き場を失った方

②収入・資産要件

世帯人数	収入要件額（月額）	資産要件額
1人	118,000円	486,000円
2人	168,000円	744,000円
3人	207,100円	954,000円
4人	245,100円	1,000,000円
5人	283,100円	1,000,000円

※世帯全員の月額収入合計額が「収入要件額」以下、かつ、世帯全員の預貯金合計額が「資産要件額」以下（給与収入の場合、社会保険料等天引き前の総支給額（交通費を除く）で算定します）

③支援内容

緊急宿泊支援

シェルター（一時宿泊施設）への一時入居を支援します。（3食提供されます）

生活相談

相談員が現状を丁寧に把握し、生活再建に向けた相談に応じます。

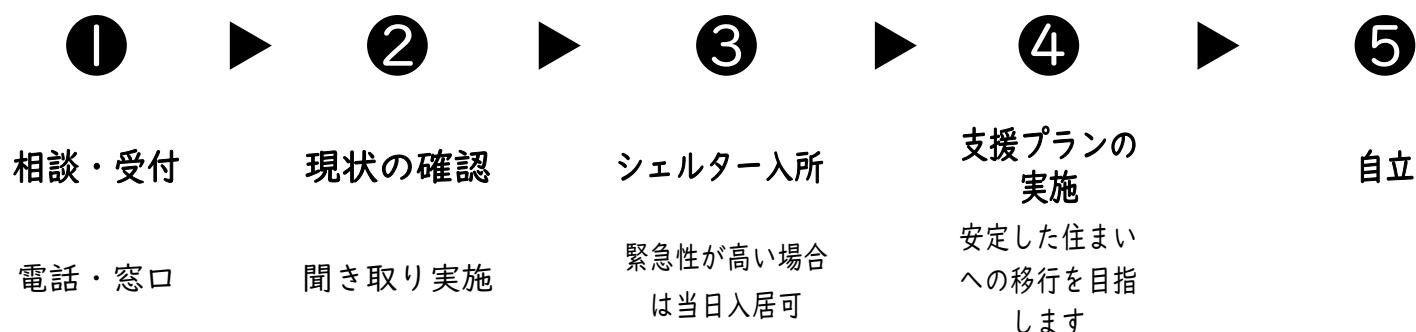
住まいへの移行支援

アパート等への移行に向けた支援をします。

関係機関との連携

医療機関・就労支援機関等と連携し、包括的な生活再建を目指します。

④支援の流れ



⑤よくある質問（FAQ）

㊤ 費用はかかりますか？

㊤相談は、無料です。シェルターの利用に際しても、原則として費用の負担はありません。ただし、状況に応じて食費等の実費を負担していただく必要があります。

㊤ 尾張旭市に住民登録していないが、相談できますか？

㊤本市に住民登録していない方や現在住所が定まっていない方でも相談できます。まずは、相談してください。

㊤ 今日泊まる場所がありません。すぐに対応してもらえますか？

㊤緊急の場合は当日対応も可能です。まずはお電話でご連絡ください。

㊤ シェルターにはどれくらいの期間、滞在できますか？

㊤一時的な居住を提供します。最長3か月を目安としています。

お問い合わせ・申請窓口
尾張旭市役所 地域福祉課 6番窓口
〒488-8666

尾張旭市東大道町原田 2600 番地 I
平日 午前9時から午後4時まで
（祝日、年末年始を除く）

☎お電話はこちら
0561-76-8141

尾張旭市 公式ホームページ
「居住支援」で検索